

■ キャリアアップ助成金(人材育成コース)の概要

平成29年6月1日現在

活用できる事業主の主な要件

- 雇用保険の適用事業所の事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置している事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ計画書を作成し、都道府県労働局長の受給資格の認定を受けた事業主。
- 訓練生に対する賃金の支払状況などを明らかにする書類を整備している事業主。
- キャリアアップ計画の期間内に労働者のキャリアアップに取り組んだ事業主。

【注1】ここでいう事業主には、民間の事業者のほか、民法上の公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人なども含まれます。

【注2】不正受給してから3年以内に申請した事業主や支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主、支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令に違反した事業主、接待を伴う飲食等営業を行う事業主、暴力団と関わりのある事業主などは、この助成金を受給できません。

助成の内容

【注3】〈 〉は生産性要件を満たした場合、()は大企業の場合。

Off-JT (座学等)

- 訓練生の賃金に対する助成

1人1時間当たり760円〈960円〉(475円〈600円〉)

【注4】1人当たりの賃金助成の時間数は、1つのコースにつき1,200時間が限度です。

- 経費に対する助成(教材費、外部講師の謝金、施設・設備の借上料、外部の教育訓練機関に支払う入学料、受講料など)

1人当たりOff-JT(座学等)の訓練時間数に応じた上限額

100時間未満: 10万円(7万円)

100時間以上200時間未満: 20万円(15万円)

200時間以上: 30万円(20万円)

※訓練の修了後に正規雇用等に転換した場合 100時間未満: 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満: 30万円(20万円) 200時間以上: 50万円(30万円)

【注5】事業主が負担した実費が上記の金額を下回る場合は、実費が限度です。

【注6】国や都道府県から補助金を受けている施設の実費や訓練生の旅費などは、助成の対象外です。

【注7】外部講師の謝金は、1時間当たり3万円が限度です。

【注8】旅費や車代、食費、宿泊費などは、助成の対象外です。

【注9】通信制による訓練(公共職業訓練施設などで実施する同時双方向型訓練などは除きます)は、助成の対象外です。

【注10】経費は、訓練計画書を申請した日から支給申請日までに支払いが終了しているものに限りです。

OJT (実習)

- 実施に対する助成

1人1時間当たり760円〈960円〉(665円〈840円〉)

【注11】1人当たりの実施助成の時間数は、1つのコースにつき680時間が限度です。

【注12】支給限度額(1つの年度の1事業所当たりの支給額の合計)は、1,000万円です。

生産性要件とは?

キャリアアップ助成金(人材育成コース)の支給申請を行う直近の会計年度の生産性(下記の式で計算します)がその3年前に比べて6%以上伸びている場合は、助成金が増額されます。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険の被保険者数}}$$

【注13】生産性要件の算定の対象となった期間中に事業主の都合による離職者を出していないことが必要です。

【注14】生産性要件に係る支給申請では、「生産性要件算定シート」(共通要領 様式第2号)と各勘定科目の額の証拠書類(損益計算書、総勘定元帳など、個人事業主の場合は確定申告書Bの青色申告決算書、収支内訳書など)の提出が必要です。

【注15】生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」は、下記の厚生労働省のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

